

新たなマイナンバーカードをマイナ免許証等として引き続き利用するまでの流れ

- マイナンバーカードの有効期間満了日までの期間が3か月未満となる
- マイナンバーカードの券面の追記欄が満欄となる

現在、マイナ免許証等を保有している方

※マイナ免許証等：免許情報（運転経歴情報）が記録されたマイナンバーカード

現在、マイナ免許証等を保有していない方

マイナンバーカードの更新後にマイナー化の手続きをしてください。

個人番号カードオンライン申請サイトにおいてマイナンバーカードの交付申請

市区町村の窓口や郵送等、個人番号カードオンライン申請サイト以外においてマイナンバーカードの交付申請

マイナ免許証等継続利用の手続きをする

マイナ免許証等継続利用の手続きをしない

市区町村から交付通知書を受取

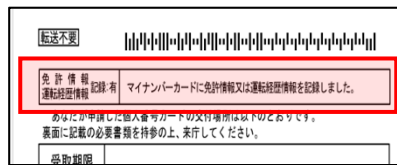


市区町村から交付通知書を受取

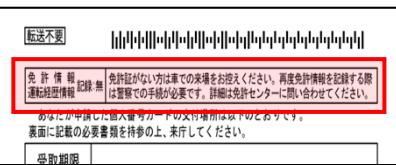


- 警察に署名用電子証明書を提出していない場合
- 免許が停止、取消し又は失効している場合
- 住所や氏名に署名用電子証明書で使用できない文字が含まれている場合
- 入力した免許情報記録番号に誤りがあった場合

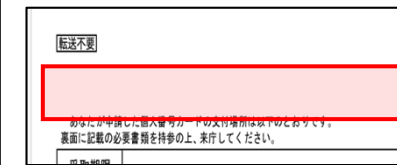
交付通知書に「記録：有」



交付通知書に「記録：無」



交付通知書に記録結果の記載なし



市区町村の窓口で免許情報等が記録された新たなマイナンバーカードの受取

市区町村の窓口で免許情報等が記録されていない新たなマイナンバーカードの受取

市区町村の窓口で免許情報等が記録されていない新たなマイナンバーカードの受取

新たなマイナンバーカードに正確な免許情報等が記録されていることを確認
（「マイナ免許証読み取りアプリ」で読み取り）

※ 正しい免許情報等が記録されていない場合は、交付通知書を持参し、運転免許センター等で新たなマイナンバーカードに免許情報を記録（手数料無料）

※マイナ免許証のみを保有する方で新たなマイナンバーカードに免許情報が記録されていない場合、市区町村への受け取りに自動車等を運転して来場することはお控えください。

免許情報が記録されていない新たなマイナンバーカードのみを携帯して自動車等を運転することはできません。

交付通知書を持参し、運転免許センター等で新たなマイナンバーカードに免許情報等を記録
（手数料無料）
※手数料が必要な場合もあり。

交付通知書を持参し、運転免許センター等で新たなマイナンバーカードに免許情報等を記録
（手数料必要）
※手数料が不要な場合もあり。

マイナ免許証等としての利用が可能となります。